

県内52年ぶり

市内では64年ぶりの指定

長浜市内にある5件の国宝は、いずれも戦前の古社寺保存法や国宝保存法に基づく旧国宝を、現在の文化財保護法で国宝としたもので、昭和29年3月20日までに指定されているため、「菅浦文書」の指定は、市内では実に64年ぶりの快挙となります。

滋賀県内では、昭和41年6月11日に国宝指定されて以来となり、52年ぶりに新たな国宝が誕生したことになります。

歴史遺産はまちの「資源」

長浜市は、全国的に見ても重要な歴史文化遺産を多く有する地域であり、私たち市民にとって大きな誇りです。これらの遺産を守り継いできた先人たちに感謝し、未来に繋げなければなりません。

私たちが先人の暮らしや歴史文化を学ぶことは、現在のまちを知ることにも繋がります。歴史遺産の保存にとどまらず、貴重なまちづくりの資源として活用していくことが大切です。

「庶民が残した文化財」

すがうらもんじょ

菅浦文書が**国宝**指定へ

村落文書の頂点に

古文書的重要文化財指定は764件で、うち61件が国宝となっていますが、この分野ではこれまで武家文書や寺社文書しか国宝指定がありません。村人たちが書き残した「庶民が残した文化財」である「菅浦文書」が国宝に指定されることは、日本初の画期的な出来事であり、「菅浦文書」が日本の村落文書の頂点に立つことになるのです。

菅浦の湖岸集落景観

周りを険しい山々に囲まれ、複雑に入り組んだ湖岸線。「奥琵琶湖の隠れ里」と称される菅浦集落では、周囲とやや隔絶したその地理的な環境から、独自の歴史文化が育まれてきました。自治村落の姿をとどめる独特の景観は、平成26年10月6日、国の重要文化的景観に選定されました。漁業や稲作はもちろん、林業や果樹栽培も行われており、限られた環境を巧みに利用して暮らしてきました。その生業や暮らしが菅浦の景観を特徴付けています。

「菅浦文書」とは

「惣村」菅浦

琵琶湖と険しい山々に囲まれた菅浦集落は、その地理的環境を活かし、中世には「惣」といわれる自治的村落を全国的にもいち早くつくり、住民による自治を行ってきました。また、早くから警察・軍事も行われ、罪を犯した人を惣の責任のもとで裁くなどしていました。

田畑を波から守るための石積みや、村の内外を区切るために集落の東西に置かれた「四足門」など、惣村の名残を色濃く残しています。

「自分たちの村は自分たちの手で守る」

中世の惣村の精神は、現代の地方自治やコミュニティのあり方にも、大いに通じるところがあり、私たちに多くのヒントを与えてくれます。



文書の概要

菅浦文書は、菅浦の地に伝わるもので、大正時代に「開けずの箱」から発見されたといわれています。

鎌倉時代から江戸時代にかけての総数1,281点にもおよぶ文書で、菅浦文書65冊と「菅浦与大浦下庄堺絵図」1幅で構成されています。

中世の村人が惣村の歩みを自ら記録しており、集落構造や村掟などを伝える重要な史料として、日本の歴史上において名高い「中世村落文書」です。

絵図が表す境界争い

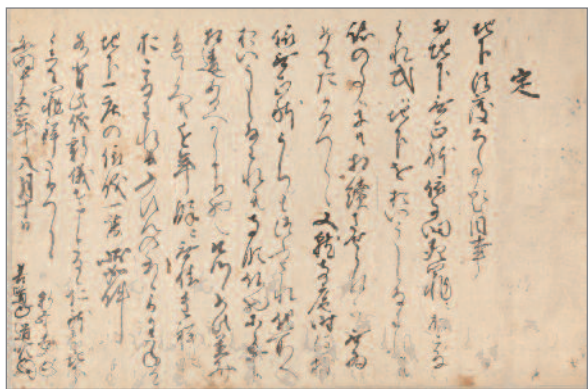
中世の菅浦を描いた絵図として著名な「菅浦与大浦下庄堺絵図」は、菅浦と大浦との境付近にある田地（日指・諸河）をめぐる境界争いの際、に作られたものです。菅浦と大浦、海津大崎を絵図上部に描き、菅浦の領主である竹生島を下部に描いています。

葛籠尾崎のつけ根に朱線で描かれた境界線は、菅浦の主張が記されているもので、竹生島を大きく描いているのは、菅浦の後ろ盾としての姿を強調し、争いを有利に導こうとするためとされています。

「自検断」を示す置文

「菅浦惣庄地下置文」では、親が村の裁判によって死罪や追放になったとしても、その子どもには菅浦の住民として家督を相続させることや、寺の住職が追放されても、その寺の財産を没収してはならないことなどを取り決めています。中世の菅浦が裁判権を持ち、自らの判断で村人を裁いていた「自検断」の村であることがわかる掟書です。

この文書は、罪人の子孫や寺への処罰があまりに厳しく行われたために、惣村の規定として定められたもので、菅浦の自治が高度に発達していたことがうかがえます。



▲菅浦惣庄地下置文(須賀神社蔵)
(滋賀大学経済学部附属史料館寄託)